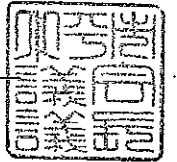




平議発第114号
平成27年12月21日

小平市長 小林 正 則 殿

小平市議会議長 宮 寺 賢



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、平成28年1月12日までをお願いいたします。

平成27年12月21日

小平市議会議長 宮寺 賢一 殿

会派名 生活者ネットワーク
会派代表者名 日向 美砂子
質問者名 さとう 悦子

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

- (1) 12月18日に公表された「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(案)」の第四次事業化計画(優先整備路線の選定)の路線の中に、小平都市計画道路3・3・3号線の一部が入った。計画案策定に向けて、小平市として市町検討会や都・市町策定検討会議の中で対象道路部分を優先整備することについて、どのような意見を述べてきたか。
- (2) 小平市として、対象道路部分の整備が必要と考える理由は何か。
- (3) 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(案)」について、東京都が実施するパブリックコメントや小平市役所でも行う予定のパネル展示にかかわる情報提供を市報12月20日号で行っているが、それ以外に市として市民に向けて周知や説明をしていく考えはあるか。また、その方法は。
- (4) 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(案)」について、議会への説明はいつどのように行うか。

2 質問の理由及び趣旨

都市計画道路の整備方針は小平市のまちづくりに大きな影響を及ぼす。案の公表に伴い、具体的な路線名と対象部分が明確になったことで、東京都の事業ではあっても議会や市民への周知、及び小平市民の市民参加の保障は重要であり、質問する。

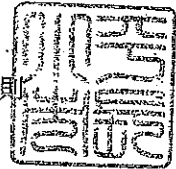


平都道収第235号

平成28年1月12日

小平市議会議長 宮 寺 賢 一 殿

小平市長 小 林 正 則



回答書

小平市議会基本条例第1・1条第1項の規定による、さとう悦子議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 小平都市計画道路3・3・3号線の一部を優先整備することにつきましては、東京都に対して特に意見は述べておりません。
- 2 対象道路部分の整備が必要と考える理由でございますが、小平都市計画道路3・3・3号線は、西東京市からあきる野市に至る延長約33キロメートルの都市計画道路である新五日市街道線の一部を成しており、東京都において多摩地域の利便性を格段に向上させる道路の整備として重点的に推進する考えが示されております。
また、小平市都市計画マスタープランにおける小平都市計画道路3・3・3号線は、都市の構造上の骨格となる道路であり、市内の主要幹線道路として、都市間の連結、通過交通の処理やバス路線の確保といった役割がある路線として位置付けがされております。
- 3 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」の市民向けの周知や説明につきましては、東京都主催のオープンハウス及び市主催によるパネル展示を行うことが決定しております。今後、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」策定の際には、市報等で更なる周知を図ってまいります。
- 4 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」の議会への説明につきましては、今後、機会を捉え適切に対応してまいります。